



Title	英国の教育改革について
Author(s)	高山, 武志
Citation	北海道大學教育學部紀要, 53, 3-17
Issue Date	1989-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29328
Type	departmental bulletin paper
File Information	53_P3-17.pdf



英国の教育改革について

高山 武志

Educational Reform in U. K.

Takeshi TAKAYAMA

目 次

1) 教育改革の年	3
2) 教育改革法の要点	5
3) 教育政策の戦後コンセンサスの終了	7
4) ピーターバラの教育	8
5) 教育改革法に対する校長の見解	14
6) むすび	15

英国の教育改革について

1) 教育改革の年

1988年は、戦後英国教育史上で重要なエポック・メイキングな年になるであろう。

同年7月29日に、新教育改革法（The Education Reform Act）が成立した。

同日のタイムズ教育付録版（The Times Educational Supplement）は、新法の頭文字をとって「ベーカー（Baker－教育・科学相）時代（ERA）はじまる」という標題をつけた論評のなかで次のようにいっている。

「40年以上の間で、教育のもっともラジカルな大変革（Shape-up）への途を開く教育改革法が今日法令集に入ろうとしている。」

同法は、内容的にはカリキュラム、学校管理および財政その他の広い範囲に関連し、対象とする教育段階は、初等、中等、高等教育にわたる238条項より成るマンモス法である。新法の概要は次項で述べる。

また同年には、義務教育終了時（16歳）に行われる新しい学力認定試験——中等学校一般教育証書（the General Certificate of Secondary Education－GCSE）が実施された。イングランドとウェールズでは1951年に一般教育証書（the General Certificate of Education－GCE）という中等学校生徒に対する学校の外部学力認定試験が導入された。GCEには普通レベル（Ordinary Level－Oレベル）と上級レベル（Advanced Level－Aレベル）の2種類があり、Oレベルには、普通義務教育終了時に、Aレベルは義務教育後2年コースの第6学年級（sixth form）の終了時に受験する。

GCEは、伝統的に高等教育に行く資格に連結し、Oレベルは成績上位20%の生徒を対象にするものであり、4つ以上のOレベルをもつ生徒の大半はAレベルコースに進学する。また高等教育機関に進学するAレベルの2つないし3つをもっていることが必要とされる。

より多くの生徒に資格を取得させるために上位20%以下40%の能力範囲の生徒を対象とする中等教育証書（the Certificate of Secondary Education－CSE）がその後導入された。この試験の

徴は、従来の GCE が学校外部の試験機関（Examination Boards）が履修要目を決め、試験問題を作成し、その結果を評価するのに対して、それらの過程を学校の教師がおこない、その結果を学校外部の試験機関が調整（moderate）するというにある。さらにこの試験の評価は、単にペーパーテストのみでなく、学習のプロセスや、平常点を取り入れた多様な方法によっておこなわれた。

次第に多くの生徒が GCE ないしは CSE に受験するようになり、最近では義務教育修了時に 90% 以上の者が 1 科目以上の証書を取得するまでになってきた。しかし、GCE と CSE の 2 重試験制度は学校にとって負担であり、かつ 2 つの試験制度に対する社会的評価の差（GCE の重視）に問題があり、両試験の統合が検討されてきた。しかし、その統合を推進し実現させた決定的要因は、履修要目と問題を作成する際に依頼すべき一般的基準と学科ごとの基準をつくり、学力水準を向上させたいという政府の意図であった。その結果 GCSE が導入され、前述のように 1988 年に第 1 回の試験が実施された。相対評価から絶対評価への移行、生徒の種々の能力に応ずる難易の異なる試験問題の作成（differentiation paper）、試験評価の少なくとも 20% は教師が指導するコースワーク評価（course work assessment）が含まれ、それによってペーパーテストでは評価し得ない創造性、協同性、イニシアチブ等の資質を評価できること、また科目により口頭試験（oral examination）がおこなわれることなどが新試験の特徴とされている。

また、この試験は受験者が知らないこと、理解できないこと、することができないことというよりは、知っていること、理解できること、何をすることができるかということ把握することを重視することが強調されている。GCSE に対しては賛否両論がある。賛成する人々は、新試験の焦点を成績の良いグループから個人へ、失敗から達成度の評価へ移行させることによって、コンプリヘンシヴ教育の目的に合致したものであると主張し、反対する人々は別の名前の下における選別の永続化にはかならないとしている。しかし、賛否の立場を問わず、1988 年度の受験者数約 70 万人のこの新試験制度が今後の英国の教育にもつ重要性を否定するものはほとんどない。

1988 年 9 月に、1986 年法によって定められた、学校理事会（governing body）を構成する父兄代表理事の第 1 回投票が実施された。1977 年 9 月、学校管理組織（school government）に関するテラー委員会報告書が出された。同報告書（“A New Partnership for Our School”）は、学校理事会（governing body）が地方教育局、教員、父兄、地域それぞれの同数の代表より構成されることを主張し、さらに、理事達（governors）が学校運営のすべてに参加すべきだと勧告した。

以来、政府は、学校理事会の権限と構成の改革、理事会と地方教育局との関係の見直しに努め、1980 年法を経て、1986 年法にその流れが結実する。

1986 年法でもっとも重要なことは、地方教育局代表が理事会での多数派ではなくなり、父兄、教師、地域を代表する理事の相対的比重が高くなったことである。学校理事の職務は、次のようなものである。

1. 学校の業務について総括的責任をとる。
2. 地方教育局および校長とともにカリキュラムに対する責任を分担する。
3. カリキュラム政策の報告書を作成し、性教育が実施されるかどうかを決定する。
4. 学校の予算に関する諸決定に参加する。
5. 規律（discipline）に関する政策を立てる。
6. 職員の選択、もし必要がある場合その解雇に参加する。

7. 父兄とのコミュニケーション、および特定のには、年次総会での父兄に対する報告を保証する。

なお、父兄代表理事の選出は秘密投票によっておこなわれるものと規定されている。

新教育改革法では、学校理事会の学校運営についての責任分担はさらに重くなり、学校財政管理や教員の任免に対する責任がより大きくなっている。

最も重要なことは、父兄の投票で過半数が賛成したとき、地方教育局の管轄から中央政府の資金をうける教育省助成公立学校（grant-maintained school）に移行する権限が与えられたことであろう。

以上のような、学校運営についての権限の地方教育局から学校理事会への移譲の状態をステュアート・マックルアー（Stuart Maclure）は次のようにいっている。

「地方教育局（the education authorities）を縮小しようとする政府の決意は、教育における公共の利益の守護者（guardian）としての新しい意義を理事（governors）に与えた。」¹⁾

1988年6月末から9月末までの3ヶ月間、機会を得て教育事情を視察するためにロンドンから北東、急行で50分ほどの位置にあるピーターバラ（Peterborough）という人口約15万人の町に滞在した。その間、新教育法が成立し、8月末には、GCSEの第1回試験が発表され、1986年教育法にもとづく父兄、学校理事の投票準備のためにキャンペーンと選挙人名簿の作成が学校で進んでいた。町のどの書籍店にも、GCSEの参考書のコーナーがあり、また、試験結果当日およびその前後テレビや新聞が一斉にGCSE関係のことを詳しく報道しているのをみて、新試験への一般の関心の高さを感じた。また、学校の掲示板に、学校理事への父兄の立候補を促すポスター、あるいは地域図書館にある多数の政府や地方教育局の教育改革法やGCSEの解説パンフレットをみたとき、いまさらに英国の教育が1つの大きな変動期にあることを実感した。

2) 教育改革法の要点

1. 全国カリキュラム（national curriculum）の導入

3つのコア教科（英語、数学、科学）およびその他の7つの基本教科（歴史、地理、技術、中学校での現代国語、美術、音楽、体育）と宗教教育より成る全国カリキュラムを実施する。ただし、宗教教育は、“基礎的”教育（“Basic” education）であるが、基本教科（foundation subject）ではなく、したがって評価（assessment）およびテストの対象とはしない。全国カリキュラムは、教科内容の大部分について規定する。ただし、学校の時間割、教授法、教科書を特定しない。その理由は良き慣行を樹立することであるとしている。

生徒は、7、11、14および16歳に達した時の学年の終わりに、到達目標に対しての達成度を評価される。

教育相は、評価、授業要目、カリキュラム政策報告書のコピーおよび学校理事会の年次報告書についての情報を提出することを地方教育局および理事会に求めることができる。全国カリキュラムは、私立学校には適用されない。

カリキュラムをたえず検討し、教育相にその調査、開発について勧告し、情報を刊行し配付するために、イングランドには全国カリキュラム委員会（a National Curriculum Council - NCC）、ウェールズにはカリキュラム委員会（a Curriculum Council for Wales - CCW）を設置する。また、評価および試験については、学校試験・試験委員会（a School Examination and Assessment - SEAC）を設置する。この3つの委員会のうち、NCCが、カリキュラム作成、達成度目標、

コア教科ならびに基本科目の修正などについて最も重要な役割をもつ。

2. opt-out

地方教育局から資金をうけ、300人以上の生徒をもつすべての中等学校および小学校（maintained secondary or primary schools）は、父兄の投票で多数が賛成した時、地方教育局の管轄から中央政府から直接資金をうける教育省助成学校（grant-maintained school）に移行する申請を文部大臣に提出することができる。

提案の意図は、中央政府からの資金で、父兄や地域社会が自分達の学校を運営する機会を得ることによって、公教育体系のなかでの父兄の選択の範囲を拡め、それによってすべての学校の教育水準を向上させるということである。

3. 学校への財政管理移管（local management of school）

地方教育局は、200人以上の生徒をもつすべての中等および小学校に財政管理を委任する。地方教育局は、それぞれ独自の基準にしたがって予算を学校に配分する。その基準は、生徒の数、年齢を考慮に入れたものでなければならない。

学校理事会は、教職員の給料、書籍および備品、光熱費、清掃および地方税などの支出に責任を負う。地方教育局は、通学費、助言・指導その他サービス等については従前どおり責任を負う。

学校理事は、校長その他の教師の選択、昇進および過剰人員の決定について責任を負う。しかし、その費用の一部分のみを地方教育局からうけている宗教立の学校（voluntary school）を除いて、地方教育局は、教師の雇用者たる地位にとどまり、かつ必要な場合解雇通告をしなければならない。

4. open-enrolment

この条項も父兄の拡大を目的としたもので、父兄の学校選択の第1志望を尊重して、学校の収容能力の限界まで生徒を入学させるというものである。1980教育法は、父兄に彼等の選択した学校を指名する権利を与え、父兄の多くは第1志望の学校に子弟を入学させている。今回の提案の基本的なことは、入学生徒数の限界の基準値を設定したことである。その基準値は近年においても入学生徒数の大きかった1979-80年の入学生徒数としている。

この条項の影響として予想されているのは学校間の競争が促進されるということである。

学校理事会の財政管理の移管と合わせて、open-enrolment は、生徒の獲得競争を刺激し、成功する学校は、収容の限度まで生徒を入学させ、財政的にも豊かになり、他方失敗する学校は、やがて廃校に至るまで追いつめられるという学校間格差の増大を懸念する批判がある。

5. ILEA（Inner London Education Authority）の廃止

ILEA は、大ロンドン市議会（Greater London Council - GLC）が1965年にできた時つくられた地方教育局で、GLCの中央部の各区（boroughs）の統合的教育行政機関である。GLCは1986年に廃止されたが、ILEAは残った。

ILEAは、直接選挙によって選出される58人の教育委員より構成されている。現在そのうち大半が労働党によって占められている。したがって、ILEAの教育政策は、しばしば政府のそれと対立していた。とくに、現政府は、つぎのような点でILEAを比難し、ILEA廃止の理由とした。

1つは、財政的理由で、ILEAは冗漫な行政をおこない過大な教育支出を行なっているというものである。しかも、過大な支出にもかかわらず試験結果からみると生徒の学力水準は低いと批判する。

他の非難は、いわゆる“狂気の左翼”（loony left）と呼ばれる議員や教師達の反人種差別や反

男女差別教育に対するものである。新法によれば、ILEA に属するロンドン中央部の各区（Inner London Boroughs）は、1989年2月までに教育発展計画の作成を完了しなければならない。最終的に、1990年4月に ILEA は廃止される予定となっている。

上記の批判に対し、次のような反論がある。ILEA の教育支出は、他地域に比して大きい、それは、ILEA 地域が多く英語が母国語でない多数の移民子弟がいることなど種々の困難な教育問題をかかえているために依るものであって、決して浪費しているわけでない。また学力水準についても、生徒父兄の社会階層構成要因を考慮に入れて調整した試験成績の結果によれば、ILEA 地域の試験成績は、最上と最低の中間にあるのであって決して最悪ではない。過激な人種教育や性教育についても1部の教師の行動が誇張されているので、大部分の学校に当てはまるのではない。むしろ、ILEA は、教育調査や教育実験にすぐれた業績をもっているとの反論もある。

6. 高等教育機関について

新法は、高等教育機関について次のような改正をおこなっている。

1つは、従来地方教育局の管轄下にあった高等教育機関に属する（A レベル以上の教育程度をもつ）ポリテクニクス（Polytechnics）および大規模なカレッジを準独立法人に移行する。

2つは、大学（university）およびポリテクニクス、カレッジへの資金配分機関の改組である。大学への資金配分を従来おこなっていた大学助成金委員会（the University Grants Committee - UGC）に代って、大学基金委員会（the University Funding Council）が、ポリテクニクスに対しては、従来の全国公立部門高等教育諮問機関（the National Advisory Body for Public Sector Higher Education）に代って、ポリテクニクス・カレッジ基金委員会（the Polytechnics and College Funding Council - PCFC）が設置された。

その他、大学、ポリテクニクスの理事の半数は、産業または商業界の代表よりなることを規定し、新法の下で高等教育機関運営における産業界の地位が高くなっている。

以上、新教育改革法の概要について記してきたが、その他の学校で義務としておこなわれている宗教教育は、キリスト教であること。また、試験科目あるいは全国カリキュラムに含まれていない課外活動に対して、地方教育局が費用を徴収し得ることなどが新法のなかで規定されている。

また、新教育改革法は、教育改革の一環として都市技術カレッジ（City Technology College - CTC）約20校を大都市中心部に設置することを規定している。

最初の CTC が1988年9月にマンチェスターで開校している。CTC は、中等学校で、地方教育局の管轄ではなく、産業界と密接に関連し技術および科学を重視したカリキュラムを教える。中央政府が経常費を負担し、固定施設の費用は、政府と民間スポンサーが分担することになっている。この学校の教師は、公立学校の教師より高い給料が支払われ、設備もより優れたものになることが予定されている。CTC は、モデル校（magnet school）として、新しいアイデアを開発し、模範となるべき授業方法や学校管理を実践し、他の学校がそれを見習い教育水準を向上させることが目的であるとされている。それに対して、CTC は公立学校が資源と優秀な学生をとることにより学校間格差を生じさせ、中等教育における階層分化（differentiation）を促進するという批判がある。

3) 教育政策の戦後コンセンスの終了

教育改革法ができるまで、いくつかの重要な修正をうけたにしても1944年教育法—バトラー法は、英国の教育制度の根幹であった。

1944年教育法は、福祉国家の重要な“柱”の1つとしてみなされたのであり、戦後再建の重要な部分として戦争中に計画されたものであった。同法の基本的理念は、次の2つにあったとされている。「その1つの目的とは、すべての子供に対してより平等な基盤の上に立って、教育への接近を確保すること。したがってより一層の社会正義を教育の上で実現すること、他の1つは教育をより以上の福祉（知的発展にとどまらず）を促進するために使用することであった」²⁾。つまり、普遍主義的原則にもとづいて、すべての子供に対してその能力を発展させるため均等な教育機会を供与することが、同法の基本原則であった。

また、同法によれば教育やサービスの運営は、中央政府とのパートナーシップとの関係を前提として地方教育局に、職業的には教師にまかざるべきものとされ、義務として課せられた教科は宗教のみで、カリキュラムの決定は地方教育局や教師にゆだねられるものとしていた。政策決定にあたっての教育省、地方教育局、教師とのパートナーシップとカリキュラム、教授方法についての学校あるいは教師の自律性(autonomy)は、英国の教育の特色とされたが、1970年代の中ば頃からこの方式についてのコンセンサスがくずれはじめ、教育行政の中央集権化(centralization)が促進され、今回の教育改革法の制定により完全に戦後における教育のコンセンサスは終わったとされている。

全国カリキュラムの設定、opt-outによる教育省助成学校(grant-maintained school)やCTCなど地方教育局管轄外の中央政府から資金をうける学校の創設など、たしかに教育行政の地方分権から中央集権へ方向を示すものといえよう。しかし、地方教育局から学校理事会への学校財政管への移管、あるいは教員人事、カリキュラム決定などについての理事会の権限の強化をどう判断するかは難しい問題である。それが学校の自律性を強くすることによって、地方教育局・教師・父兄間のパートナー・シップの発展の方向につながるか、あるいは3者の対立関係をもたらす結果になるかどうかは、今後の経過をみなければならない。

教育改革法の多くの条項は、実施までに数年の期間があり、GCSEにしても実施元年であり、一連の最近の教育改革が教育の現場を実際にどのように変えてゆくかということについて結論をだすことが、時期尚早であることはいうまでもない。また、教育制度が変わったにしても、英国のように地方教育局と、各国に比して相対的に自律性が強い学校との協力関係の下で、試行と実践の歴史的経過のなかで戦後形成されてきた英国の地域における教育の実態が一朝にして変わるとは考えられない。

前述のように、筆者は、英国があわただしい教育改革の雰囲気の中にあつた1998年6月末から3ヶ月間、ピーターバラという英国の1都市で、地域の教育事情を視察していた。以下、その視察で得た英国の教育の印象と、初等および中等学校の校長、州教育局の職業指導官や教育福祉官とのインタビューから、最近の英国の教育改革や教育施策について感じたことを記してみたい。

4) ピーターバラ(Peterborough)の教育

ピーターバラはケンブリッジ州にある人口15万人の都市で、ケンブリッジ市に近く、ロンドンから北東へ急行列車で約50分、ロンドンの通勤圏内にも入る交通の便の良い位置にある。産業の立地条件にも恵まれ、近年大規模な工業団地も造成されて内外の工場や事務所が集まり、人口も最近10年間に約2倍に増加している。その一方、有名なキャシドラルがある古い歴史をもつ町で、都心部の再開発も進め、大規模な工業および公営住宅団地の今後の造成計画もあり、活気のある発展しつつある都市といってよいであろう。

ピーターバラには、州立の60の初等学校がある。その大部分は、5歳から11歳の児童を対象とする初等学校（primary school）であるが、その他に、7歳から11歳の児童を入れる後期初等学校（junior school）と5歳から7歳の児童を対象とする幼児学校（infant school）がある。

私立学校（independant school）は、6つの男子校、3つの女子校と4つの男女共学校がある。

その他に、義務教育終了後の16歳以上（成人を含む）を対象とする、ピーターバラ地域カレッジ（Peterborough Regional College）がある。このカレッジは、中等教育の範時に入る継続教育機関（further education）で、地域にある多様な教育ニーズに応ずる大規模な学校である。近年急速に発展しつつあり、現在の生徒数は12,000人を超える。コースには、全日制とパートタイムがあり、コースの性格もGCE試験のAレベルを取得するためのアカデミックなものから、種々の職業資格をとるためのコース、職業訓練、福祉ケアなどに関する長期・短期のコースまであり、その内容は広範にわたっている。16歳から19歳までの青少年を主として対象とし、アカデミックな第6学年級（sixth form）と職業教育コースをもち、さらに成人教育コースを含むものもあるこのような学校は、比較的最近発展してきたものである。（tertiary collegeと呼ばれている。）

ピーターバラ滞在中に、訪問した学校は、公立小学校3校、公立中学校5校、ピーターバラ地域カレッジ、私立学校3校、その他教育福祉官（Educational Welfare Officers—EWO）や職業・進路指導官（Career Officers）などと面談した。

訪問した公立学校（maintained school）のうち初等学校1校、中学校2校は、voluntary aided schoolと呼ばれるもので、英国教、カソリックなどの教会により設立されたもので、地方教育局から教師の給料、備品、経常費の資金をうけているが、建物の維持については学校理事会が責任を負っている。

理事会は、教師の任免権をもっており、また学校の宗派にもとづく宗教教育をおこなうことができる権限をもつなど、学校の自律性がつよいが、範時としては公立学校に属する。

中学校には、11歳から16歳までの生徒を対象にするものと、16歳の義務教育終了以後の生徒を入れる2年コースの第6学年級を含む、11歳から18歳までの生徒を対象とするall-throughのものがある。現在生徒数が減少しているので、2校ないしは3校が協同して第6学年級を運営している場合もある。

日本でしばしば紹介されているように英国の小学校教育は、外部からの訪問者にとって羨しく思えるほどの環境の下でおこなわれていた。広々とした芝生の校庭、一階建の明るいオープンあるいはセミオープンの校舎、生徒の個性に応じた学習者中心（learner centered）の授業——それらは、聞いたり、読んでいた通りあたたかい雰囲気のものであった。——

1980年教育法で、障害児童も一般児童と基本的には同じ学校で教育をうけることが規定されたが、ピーターバラにも1984年に障害児童と一般児童を共学させるために最初から設計された学校が設立された。言語障害児の治療のための専門家がいるなどスタッフの構成、室内温水プールなど施設面などに特別の配慮がされている。

公立小学校から公立中学校への進学にあたって、父兄は第1志望から第3志望まで選択し希望を州教育局に提出する。公立学校（voluntary schoolを含む）の中でも難易の差はあるようではあるが、初等学校修了者の大部分は、家からもっとも近距離にある学校を選択するようである。訪問した1つの初等学校では、卒業生の約70%は、その学校と同地域内にある中学校に進学している。

公立中等学校の規模をみると、ピーターバラの場合、もっとも大きい学校の入学定員限度は

270人で、最小のそれは108人である。第6学年学級を含めて、最大規模の中等学校の生徒総数は約1,300人である。ケンブリッジ州の公立中等学校は、すべて総合制中等学校である。

能力別編成の状況を見ると、3年まで混合のクラスで4年目に入って教科による能力別学習を取入れる学校もあるが、大部分の学校は、1年のみ混合クラスで、2年に入って英語と数学など1つないし2つの基本科目について能力別学習を取入れるという方式をとっている。教科による能力別編成をセッティング（Setting）といっている。4学年になるとGCSEを受ける準備のための科目を選択し、この段階に入ると能力別編成をとる教科が多くなり、クラスサイズも小さくなっていく。初等学校に比して中等学校は学校規模が大きく、生徒数も多くなり、かつ、GCEその他の外部学力認定試験に対応した授業をする必要もあるためなどの要因によって、ややもすれば伝統的な教科重視の授業に傾き、そのためそのような授業についてゆけない生徒を学校から疎外しているという批判があった。すべての児童生徒に同等の教育機会を与えるために、グラマー、テクニカル、モーダンの3層中等教育制度に代ってできたコンプリヘンシヴスクールに対する攻撃への要因の1つがここにあった。さらに、経済状況の悪化は、英国の公教育が産業の要請に応ずる人材を養成していないという批判をもたらした。現在英国の中等教育の改革の重点は、1960年代から1970年代はじめてにかけての選抜制度を廃止するための中等教育のコンプリヘンシヴへの制度的再編成から、コンプリヘンシヴに値するカリキュラム、学習過程に移行しているといわれている。

このような改革の重点の変化は、前述のような批判と反省を合わせて、次のような社会・経済構造の変化にあったと指摘されている。その1つは、生徒人口の減少である。義務教育修了後、第6学年学級への進学率が30%程度（表1）では、生徒数の減少と財政の緊縮という現在の状況下で、1学校で単独で第6学年級を維持することが次第に困難になってきている。前述のようにピーターバラでもいくつかの学校が連合体を組み第6学年級を運営している。そして第2に青少年失業の増大という要因がある。1986年の状況によれば、（表1）義務教育終了者の27%、実数にして約120万人の者が、雇用省の人的能力委員会（Manpower Service Commission - MSC、現在は Training Commission になっている）の青少年失業対策である青少年訓練計画（Youth

第1表 義務教育終了者の進路
16才の教育的および経済的活動の状況

	1976	1982	1986
全日制教育			
学校 (School)	28%	32%	31%
継続教育 (Further Education)	12	16	14
小 計	40	48	45
雇用 (YTS以外)	53	26	15
青少年訓練計画 (YTS)	—	14	27
失 業	7	13	12
総 計	100	100	100

Training School - YTS) に参加している。青少年失業は、学校進学率上昇傾向の1因にもなっており、学校進学とYTSを合計すれば義務教育修了者の72%が教育ないしは訓練をうけている。このように義務教育修了後、青少年の大部分が教育や訓練をうけるということは、英国の教育史上かつてないことで、教育拡張への信仰が揺らいでいるといわれる時期に注目すべき事実である。

第2表は、ピーターバラの1統合制中等学校の義務教育者の進路をしめたものであるが、これによれば、全日制教育への進学率は上昇しており、義務教育修了後教育と訓練をうけたものは、1982年には36%であったが、1988年に59%になり、全国的傾向と軸を一にしている。

第2表 1 総合制中学校の義務教育終了者(16才)の進路
(ピーターバラ)

進路		年次	1982	1988
進学・職業訓練	第6学年学級Aレベルコース		33 % (15.8)	55 % (26.2)
	第6学年学級職業準備コース		11 (5.3)	25 (11.9)
	青少年職業訓練計画(YTS)		25 (12.0)	40 (19.0)
	YTS以外の職業訓練		6 (2.9)	4 (1.9)
雇 用			64 (30.6)	34 (16.2)
失 業			15 (7.2)	10 (4.8)
不 明			55 (26.3)	42 (20.0)
計			209 (100)	210 (100)

すでにふれたように、ピーターバラでもいくつかの中等学校が提携して第6学年級を運用したり、多彩なコースをもち、非常勤スタッフ200人以上、非常勤を合せれば600人以上のスタッフと12,000人も生徒をもつ大規模なピーターバラ地域カレッジの形成は、中等教育とくに16歳から18ないしは19歳までの後期中等教育再編の動きをしめすものであろう。

カリキュラム、教授方法の改革について最近注目されているのに技術・職業・イニシアティブ(the Technical and Voational Initiative - TVEI)という政策によっておこなわれている教育試行がある。この政策は、人的能力委員会(MSC - 現在の Training Commission)が豊富な資金を供給して、地方教育局にカリキュラムを組織するさまざまな方法を試みることを奨励しているものである。MSCのTVEIの目的についての規定は、非常にブロードなもので、ダグラス・バーンズ(Douglas Barnes)は、次のようにいっている。

「それらは“実際の応用”“現実世界の諸問題……を解決するために生徒達のスキルおよび知識を用いること”“独創心(Initiative)、動機づけ(Motivation)、および進取の気性(Enterprise)

を発展させること”，さらに“個人的発達その他の諸側面”というような言句を含んでいた。当初の職業的準備への強調は、MSC 自体においてすら急速に修正され、そして多くの学校は、その目的を解釈するにあたってそれぞれに意に合った方法を発見した。]³⁾

YTS と合わせて、学校教育への TVEI の導入を教育の職業教育化 (vocationalism) と呼び、後期中等教育をかつてのグラマー、テクニカル、モダン の 3 層教育 (tripartite system) のように選別教育にするものだという批判もある。しかし、中等教育を改革するための試行として、14 歳から 19 歳までの一貫教育を目的とする TVEI を多くの地方教育局が採用してきている。ケンブリッジ州教育局も、1984 年から 4 つの学校と 1 継続教育カレッジ (Further Education College) で、TVEI コースを実施し、1988 年 9 月から順次すべての学校に拡大してゆく予定である。

ピーターバラで訪問した、コンペリヘンシヴスクールも実験校の 1 つで、校長の話しによれば生徒にも評判が良く、かつ、TVEI コースの導入によって学校の施設設備も充実してきていることを強調していた。

TVEI の導入によって、学校は新しいスタイルの学習の開発に努力している。TVEI は、将来の職業に関連した資格やスキルの習得を目的としているが、それは狭い意味での職業技術教育ではなく、一貫した 4 年間のカリキュラムを通して雇用だけでなく、継続教育機関や高等教育への進路にも通ずる広い基礎をもつ柔軟な教育を目指していると当事者は説明している。教授方法についても、独立した教科を時間割に分けて教授するよりは、問題解決の学習方法を重視している。評価についても、ペーパーテストのみによるのではなく、生徒の自己評価を重視し、コースを通して評価しモニターし、その記録にもとづいて生徒と討議しながら、生徒達の学習目的なり目標を決めて行くという方法がとられている。

この試行は、コースに参加している生徒にも概して積極的にうけられているようである。

ケンブリッジ州教育局の調査によれば、“選択した TVEI 諸教科について現在どのように感じているか”という設問に対して、生徒の 82% は概して満足しており、15% のものは満足している教科もあれば不満足な教科もあるとし、概して不満足と答えたものは 3% にすぎない。筆者が会った教師も TVEI を肯定的に評価し、中等学校のカリキュラムや教授方法を生徒に魅力あるものにする改革の一つの方向を示しているとするものが多かった。それと同時に、全国カリキュラムが、教科別の伝統的カリキュラムの導入を意味するものとすれば、今までの改革の方向とは逆行的なものであるという危惧の声もあった。

ケンブリッジ州では総合制中等学校の改革の 1 つの試みとして、地域学校 (community school) の創設に力を入れている。ピーターバラでも住宅団地の新設にともなって設置された中等学校は、いずれも地域学校である。ピーターバラには現在 3 つの地域学校がある。地域学校は、地域社会と図書館やスポーツセンターその他の社会施設を共有し、門もなければ塀もない。創設年次が新しいこともあって、いずれも建物も立派で広々とした芝生の運動場をもち、美術、デザイン、技術、家政、ドラマ、音楽、コンピュータの教育施設設備も整備し地域社会に開放されている。

1 地域学校の案内書にあるコミュニティースクールの教育哲学は次のようなものである。

1. 学習は生涯にわたるプロセスであって、5 歳から 16 歳の間に詰め込むことができるようなものではない。
2. 学校の職務は、児童の能力如何にかかわらず、児童に対して同等の機会を提供することである。
3. 児童はすべて同じではない。彼等は互いに異なり、ユニークで、それぞれに応じて発達する

ことができるようにすべきである。

4. 資源が許すかぎり、学習は、児童が発達するのに応じて個々の児童のニーズを満たすために個別化されるべきである。

5. カリキュラムは、できるだけ高学年になるまで可能なかぎり幅広いものであるべきである。

6. カリキュラムは、それが地域社会——とくに産業と商業——と密接に接触し、外部と将来への展望をもっている場合にのみレヴェント (relevant) である。

7. 学習に目標を与えるのは、全体カリキュラムであって、個別の諸教科の“ごったまぜ”ではない。

8. 児童は、教師と父兄が支持と激励を与えるために協力をする場合にのみ効果的に学習する。

同校の校長は、コンプリヘンシヴスクールの目的を要約して、次のような3つのバランスをとることであると言っている。

1. 生徒のインテイク (intake) ——つまり生徒の出身社会階層のバランスをとることである。

2. カリキュラムのバランスをはかることである。

3. 学習機会の生涯にわたるバランスを達成するようにすることである。

上記のことは、単なるレトリックではなく、地域社会の学習センターとして成果をあげているようである。同校には、地域社会との連絡調整を専門として教科を担当しない2人のスタッフがいる。彼等の任務は、生徒が経験学習あるいは事業所での実習のため地域に出る場合のアレンジ、成人教育のためのカリキュラムや教師陣の編成、あるいは地域の人々からの教育相談にも応ずる。コミュニティ教育のためのカリキュラムの内容は、陶芸といった趣味的なものから、外国語、数学という教科的なものまで多様に準備されている。学校の昼間授業も GCSE の O レベル、A レベルを受験する成人学生 (mature student) に開放されている。同校を訪ねた際に、第6学年学級の数学のクラスで、35、6歳の女性がAレベルの数学試験を受けるため若い生徒のなかで違和感なく勉強している光景をみた。学校側では、成人学生が一般生徒に刺激を与え、教育的によい影響を与えると評価していた。また、同校には、子供をも成人女子学生の学習を助けるための託児所も設けられている。同校の種々のコースに在籍している成人の数は、一般生徒数を上回り、地域の学習センターとして充分その機能を果しているようにみえた。その他、成人に教育機会を与えるコースとしてアクセスコース (access course) があり、ピーターバラ地域カレッジに設置されている。このコースは、高等教育機関に入学するために必要とされる学力認定試験をパスしていない人々に高等機関への途を開くコースである。

筆者が会ったイランから移民してきた26歳の女性は、義務教育修了後進学せず働いていたので、高等教育機関に入るために必要なAレベルの資格をもっていなかった。その後、大学で歴史を学ぶことを希望し、ピーターバラ地域カレッジのアクセスコースに24歳の時入学し、25歳で修了後、ポリテクニクスの歴史コースに入学し、現在年間2,050ポンド(学校の寮に入れば学費、生活費を賄える額)奨学金を受けている。

すべての人に生涯にわたって教育を受ける機会を保証するため制度、施設はピーターバラのみならず整備されていると評価してよいであろう。成人教育施設としては、上記の他ピーターバラ成人教育カレッジ (Peterborough College of Adult Education) がある。

最近成人教育の特徴は、その内容が趣味娯楽的なものから教育や職業訓練に重点が置かれてきたことであろう。成人教育カレッジも GCSE を受験するために昼夜のコースが開かれている。また、近来は、失業者や少数民族など不利な条件をもっている人々 (disadvantaged) の教育水

準の向上や職業能力の開発に力を入れてきている。また、精神、肉体的障害者に対するコースも設置されている。成人教育の内容の変化に応じて、参加する年齢層も幅広いものになってきている。

ケンブリッジ州教育局の直接学校に関する以外の教育サービスでは、図書館、進路サービス、ティーチャーズ・センターなどを視察した。

図書館は、メイン・ライブラリーが市中心部にあり、3つの住宅団地に中等学校と共用する図書館がある。ケンブリッジ州地方教育局下の全図書館は、オンラインで結ばれ利用者のニーズに応じて相互に図書資料を交換している。この他、移動図書館が週何回か定期的に各地を訪問している。また、各図書館ともに個人や団体に対する情報サービスにも力を入れ、土曜日を含めて週3日間各種の相談に応じている。利用は極めてオープンで、筆者が滞在していた団地の図書館に英国の友人をとまなびに行ったところ、即座にケンブリッジ州全体の図書館に通用する磁気カードを交付され、自由に図書館を利用することができた。

図書館には、団地の情報センターも併設され、お茶を飲むコーナーもあり地域の人々の交流の場にもなっていた。

進路サービスは、州教育局の1部局であり、教育と雇用をつなぐことをその目的としている。しかし、雇用関係だけでなく、高等教育や継続教育への進学についても相談に応じている。ケンブリッジ州には、キャリアーズ・センター（Careers Center）が8つあり、学校の進路担当教師と連絡をとりながら業務を遂行している。ピーターバラにもセンターがあり、筆者の訪問した時、大学やポリテクニックスの可否が決定する時期であったので、多数の受験者が相談にきていた。コンピュータ・システムによって全国の高等教育の欠員の状況がセンターで把握することができるので、受験者の希望と調整しながら、時には2、3時間にもわたる懇切な指導がおこなわれていた。

ピーターバラのティーチャーズ・センターは、教育開発センター（Peterborough Education Development Center）と呼ばれ、初等および中等学校の上級免許状のコースをはじめとして、25のコースがあり、教師の再教育にあたっている。センターにはスクール・ライブラリー・サービスが併置されている。同サービスは、生徒、教師その他のすべての教育関係者に対して、図書資料の貸出相談に応じているが、同時に地域の学校の教材センターでもあり、学校とオンラインで結び教材の提供や助言をしている。

5) 新教育改革法に対する校長の意見

新教育改革法にしばって1つのヴォランタリーエイドの初等学校の校長と3人のコンプリヘンシヴ中等学校の3人の校長に意見を聞いた。全国カリキュラム、テスト、oup-out、学校理事会などについてその意見を集約して紹介すれば、次のとおりである。

(1) 全国カリキュラムの導入——

1 中等学校の校長以外、他の3校長は、基本的にその導入に賛成している。しかし、いずれも留保条件があって、共通しているのは、その運営について学校の自主性を尊重しなければならないということであり、その理由はそれを過度に厳しく実施することは教育を無味乾燥なものにし、教師・生徒ともに意欲を減退させ、それが目的とする学力の向上につながらないということであった。導入に反対している校長は、その理由として、それがいままでのカリキュラム改革の試みてきた方向と逆行するもので、学習の結果ではなく学習の過程を重視する同じ政府が実施した

TVEI の発想とも矛盾する。また、同カリキュラムが美学的、文化的要因を無視していることなどをあげている。しかしこの校長も全国共通のカリキュラムに対して全面的に反対するというのではなく、その実施のあり方によって学校の自律性が著しく損われることを心配しているということをつけ加えている。

(2) テストと評価 ——

テストに関しては、積極的に賛成する校長はなく、次のような疑点が指摘されていた。父兄の社会階層構成を考慮に入れて調整されていない一時点の試験の結果によって学校を比較することは正しくない。また、評価そのものを否定はしないが、それは学習の過程全体を通して行われるべきであって、ある1時点で評価するのは好ましくない。また、7歳の時のペーパーテストに対しては皆等しく反対を表明していた。テストに関しては、全国カリキュラムよりさらに校長達の懸念は強かったようである。

(3) opt-out ——

opt-out については、中等学校の3校長ともに強く反対の意見を述べていた。初等学校は英国教会系の学校であるので、opt-out する場合、教区内にある同系統の学校を総括する学校理事会の許可を得ることを条件として賛成するということがあった。しかし、教区学校理事会が opt-out を許可することは実際にはほとんど考えられないケースであって、この条件は反対を意味している。1校長は反対の理由を次のようにいっている。学校や父兄とのパートナーシップの下で、地方教育局が地域の教育において発揮しているリーダーシップは、英国の教育の特色をなすものであって、地方教育局の活力を弱める opt-out は反対である。自分達の学校の父兄が opt-out を選択する可能性について質問したところ、いずれの校長も現時点においてそういうことは考えられないという答えであった。

(4) 学校理事会への予算管理の移管 ——

新教育改革法による地方教育局から学校理事会への予算の移管と1986年教育法による学校理事会の権限が大きくなったことを各校長とも支持していた。学校の管理運営についての最終決定に校長とスタッフが地域を代表する理事と協力することにはすでに永い伝統があり、この関係を失いたくないというのが共通した答えであった。ある校長は、学校理事会の権限の拡大は、教育行政の過度の中央集権化への解毒剤 (antidote) になるということを支持の1理由としてあげていた。

以上は、校長の意見であるが、一般教師の教育改革法への意見も筆者が聞いたかぎりでは、基本的には校長のそれと同じであった。

一般の人々については、さまざまな意見があったが、現在の公教育を批判する人々の根拠としてあげるのは、新聞等に報道されるもので、身近にある具体的事例に基づくものはなかった。生徒の父兄については、子弟が通学している学校への批判は聞かれなかった。大半の父兄は、新教育改革法の理解に追われているというのが実情であろう。

6) む す び

ピーターバラだけの教育をみて、英国全般の教育を語ることはできないかも知れない。しかし、批判的になってきた公立中等学校の今日の教育の状況についてノーマン・グレイヴス (Norman Graves) は次のようにいっている。

「校内を廻ると、いろいろな場所で生徒の成果が展示されているのを見ることを期待できる。

それらは、絵、彫刻、地理や生物でおこなわれたフィールドワークの展示物、技術での製図、木工品や金属細工の展示品などであり、勿論いろんなタイプのスポーツトロフィーもある。学校オーケストラや学校聖歌隊の練習が聞こえてくるし、一方、運動場ではネットボール、フットボール、ラグビー、クリケットなどがおこなわれている。6つの教室では、1グループが地理のコンピューターシミュレーションを使用している時もあり、別の教室ではドラマの一場面を演じ、他では環流が液体の中でどう作用するかなどの実験が進行しているかもしれない。その学校の生活は、共通の目的のために共に活動している教師と生徒で満ちたりて幸福なものである。多くの学校がこのような状況である。このような中等教育の確たる成果によって、なお中等教育に問題があるという事実に目をおおうべきではない。しかし、その諸問題を検討する時、問題の多くは大多数の学校には関係していないのであって、大局を展望するという感覚をもつ必要がある。』⁴⁾

引用がやや長すぎたかも知れないが、このグレーヴスの文章は、筆者のみたピーターバラの公立学校の姿を非常に良く描写しており、ピーターバラの公教育の状況が特別なものではなく、英国の大部分の地域のそれを代表していることを物語っている。学校が現在直面している重要な諸問題は何かという筆者の問に対して、コンプリヘンシヴスクールに対する批判としてしばしば指摘されている教師と生徒の対立、教室での無秩序などをあげた学校は1校もなかった。訪問した学校での授業は、いずれもリラックスした雰囲気の中で、かつ整然としておこなわれていた。

ケンブリッジ州教育局は、戦後学校とのパートナーシップ関係を維持しながら、教育計画の立案実施に強いリーダーシップをとり、中等学校のコプリヘンシヴ化を推進し、社会経済や父兄・生徒の要求の変化に対応して、カリキュラム、授業方法の改革あるいは地域の教育センターとしての地域学校の創設、ピーターバラ地域カレッジの拡大と充実、図書館・情報サービスや成人大学の整備に努力してきた。

その結果は、前にふれたように見るべき成果をあげていると評価しうる。勿論、多くの課題と問題をもってはいるが、予算の停滞ないしは縮小、青少年失業、多民族教育など教育にとって困難な条件を考えると、なおさらにそのように感ずる。

しかし、現在地方教育局が直面している状況は厳しいものである。経済の回復は、一方において社会階層の分化を促進したといわれている。その1つの結果として高額の学費を必要とする私立学校への入学者が増加しつつある。例えば、16歳以上の私立学校在籍者比率は、同年度の全学校在籍の比率は、1983年15.8%から1987年には18.5%に上昇している。

また、新教育改革法による都市技術カレッジ（CTC）あるいは、教育省助成学校（grant maintains school）など、地方教育局管轄外の学校の創設は、その発展の方向によって地方教育局の教育への影響力を著しく減少させる可能性をもっている。

このような状態に地方教育局はいかにして対処してゆくのであろうか。

その方向を示唆する1事例を、1988年にケンブリッジ州教育局が編集・発行した「現在の学習——ケンブリッジの経験」（“Learning Now — the Cambridgeshire Experience”）という冊子のなかにみることができる。

この91頁の冊子は、新教育改革法の全国カリキュラムを紹介しているが、ケンブリッジ州の公立学校の授業の優れたものを写真入りで説明紹介しているのが主たる内容である。その序文でケンブリッジ州教育長の G. H. モリス（Morris）は要約して次のようにいっている。

「1986年および1988年教育法の後、我々の子供および青年のためのケンブリッジ州で我々が供給している教育サービスは、変化し発展しつつある。……そこでこの本は、州における事例の

最上のものを描写し、それを全国のカリキュラム論議と関連づけることを目的としている。我々は、“Learning Now”の発刊を一里塚とみなしている。——なぜならば、それは、これからの途を示すものであるとともに、ケンブリッジ州で永い間ともに分けあってきたと私が信ずる諸価値をも知らせているからである。」さらに続けて次のようにいっている。

「“パートナーシップ”という言葉は、最近どうも嫌われてきているようである。しかし、この本が説明しているように教師、父兄、学校理事、地方教育局、州議員間の積極的かつ活気あるパートナーシップは、我々の教育サービスが依拠する確固かつ信頼すべき基盤である。ケンブリッジ州の子供と青年のために、そのパートナーシップが永く続くことを希望する」

引用文からうかがえることは、戦後地方教育局が築いてきた教育実践への確信と、地域の教育諸関係者のパートナーシップへの信頼である。校長達の地方教育局への信頼と、学校運営における父兄や地域代表とのパートナーシップの維持発展に対する希望と確信と合わせて、教育行政の地方自治と学校の自律性は一朝にして崩れるものではなく、新局面に柔軟に対応しながら英国の公教育の基盤としてあり続けるであろうと予測しうるのではなかろうか。

註

1. Stuart Maclure “Governors & Governing” (1988) P 1.
2. Janet Finch “Education As Social Policy” (1984) P 12.
3. Douglas Barnes “Review Symposium”
British Journal of Sociology of Education, VOL. 9, No.4. (1988) P.487.
4. Norman Graves “The Education Crisis : Which Way Now” (1988) P. 53.